

競争参加者の資格に関する公示

小舟渡外（５）局舎新設等電気その他工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。

令和５年９月１５日
支出負担行為担当官
北関東防衛局長 二又 知彦

- １ 工事名 小舟渡外（５）局舎新設等電気その他工事
- ２ 工事場所 新潟県新発田市ほか
- ３ 工事概要 本工事は、以下に掲げる電気工事及び通信工事を行うものである。

ア 防衛省情報本部小舟渡通信所（新潟県新発田市）

局舎新設

構造：鉄筋コンクリート造 平屋建て

規模：建物延べ面積 約 1,200 ㎡

工事内容：建物附帯電気工事 一式

建物附帯通信工事 一式

イ 航空自衛隊新潟分屯基地公務員宿舎（新潟県新潟市）

（ア）宿舎Ａ改修

構造：鉄筋コンクリート造 ４階建て

規模：建物延べ面積 約 1,800 ㎡

工事内容：建物附帯電気工事 一式

建物附帯通信工事 一式

（イ）宿舎Ｂ改修

構造：鉄筋コンクリート造 ４階建て

規模：建物延べ面積 約 1,600 ㎡

工事内容：建物附帯電気工事 一式

建物附帯通信工事 一式

ウ 陸上自衛隊新発田駐屯地（新潟県新発田市）

整備場改修

構造：鉄筋コンクリート造 ２階建て

規模：建物延べ面積 約 1,600 ㎡

工事内容：照明設備工事 一式

詳細図作成業務 一式

エ 航空自衛隊佐渡分屯基地（新潟県佐渡市）

通信施設整備

工事内容：電灯設備工事 一式

構内通信線路整備 一式

4 工期 契約締結日の翌日から令和 7 年 6 月 30 日まで

ただし、新発田駐屯地は令和 6 年 3 月 15 日まで、佐渡分屯基地は令和 6 年 6 月 30 日まで、新潟分屯基地公務員宿舎は令和 7 年 1 月 31 日まで

5 競争参加資格審査申請書の交付

- (1) 交付期間 令和 5 年 9 月 15 日から同年 12 月 7 日までの行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日、9 時から 18 時まで。ただし、最終日は 17 時まで。

- (2) 交付場所

防衛施設建設工事電子入札システムセンターから提供する。ただし、紙による交付場所は以下のとおり。

〒330-9721 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1

北関東防衛局総務部契約課

TEL 048-600-1800（内線 2449、2819、2442 又は 2443）

FAX 048-600-1842

- (3) その他 特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。

6 申請書の提出

- (1) 提出期間 令和 5 年 9 月 15 日から同年 10 月 10 日までの行政機関の休日を除く毎日、9 時から 17 時まで。ただし、正午から 13 時までの間を除く。最終日は正午まで。

- (2) 提出場所 上記 5 (2) に同じ。

- (3) 提出方法 申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。

ア 総合評定値通知書（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 29 第 1 項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）又は経営規模等評価結果通知書で令和 5・6 年度資格審査申請の際に提出したものの写し

イ 共同企業体協定書の写し

ウ 下記 7 (2) アの要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限り。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（令和 5 年 9 月 15 日付支出負担行為担当官北関東防衛局長）に示すところにより交付する入札説明書の別冊様式第 2-1 と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）

- (4) その他 申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

申請書は、同年 10 月 10 日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時、受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

7 特定建設工事共同企業体としての資格

- (1) 特定建設工事共同企業体の構成

特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす2又は3社の組合せとする。

ア 防衛省における令和5・6年度の一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「電気工事」で級別の格付を受け、北関東防衛局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

イ 防衛省競争参加資格の「電気工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記3の経営事項評価数値欄の点数）が、代表者は1,100点以上、代表者以外の構成員は1,000点以上であること。

ウ 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、北関東防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施(事)第150号。28.3.31）に基づく指名停止を受けていないこと。

エ 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(2) 構成員の技術的要件等

特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア 代表者は、平成20年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した国内における工事であって、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事のうち、建物延べ面積が700㎡以上（1棟当たり）の附帯電気設備で、新設又は改修工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績が認められる出資比率については、入札説明書による。）。ただし、代表者以外の構成員は、平成20年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した国内における工事であって、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事のうち、建物延べ面積が300㎡以上（1棟当たり）の附帯電気設備で、新設又は改修工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績が認められる出資比率については、入札説明書による。）。）。。

また、防衛省発注の建築工事、土木工事、機械工事、電気工事及び通信工事の5職種のうち複数の職種を一括で発注した工事の一次下請け業者として、完了した工事の実績も認める（詳細については、別紙（一次下請け表明）1に記載のとおり。）。。

イ 建設業法の電気工事につき許可を有しての営業年数が5年以上であること。

ウ 電気工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

(3) 出資比率要件

すべての構成員が、均等割りの10分の6以上の出資比率であるものとする。

(4) 代表者の要件

代表者は、電気工事に係る施工能力が大きいと認められる者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

- 8 上記 7 (1) アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記 6 により申請することができる。この場合、上記 7 (1) アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記 7 (1) ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。

なお、当該工事の開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了していないとき又は上記 7 (1) アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者が当該工事の開札までに上記 7 (1) ア及びイに示す構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。

9 資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

10 資格の有効期間

資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後 3 か月以内を経過するまでとする。ただし、当該工事の受注者以外の者であっては、当該工事の請負契約が締結された日までとする。

11 その他

- (1) 特定建設工事共同企業体の名称は、「小舟渡外（５）局舎新設等電気その他工事
〇〇〇・〇〇〇・〇〇〇建設共同企業体」とする。
- (2) 当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時ににおいて、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示す手続きに従い、資格審査結果の通知を受けていなければならない。